

伊是名村学習支援事業委託業務  
公募型プロポーザル審査要領

伊是名村学習支援事業委託業務業者を選定するにあたり、適正に審査するため下記のとおり定める。

1. 提出書類及び提出期限

- (1) 提出書類 (※詳細は実施要領及び作成要領を参照)
- ① 企画提案書かがみ (様式3)
  - ② 企画提案書 (様式任意)
  - ③ 事業者概要 (様式4)
  - ④ 業務実績書 (様式5)
  - ⑤ 業務実施体制 (様式6)
  - ⑥ 業務見積書 (様式7)
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出期限 平成30年3月5日(月)17時まで
- (4) 提出先 伊是名村教育委員会 教育振興課 (担当: 上地)  
〒905-0695 沖縄県島尻郡伊是名村字仲田1385番地1

2. プレゼンテーション

- (1) 日程 平成30年3月12日(月)※予定。伊是名村産業支援センター 2階研修室
- (2) 審査会 伊是名村学習支援事業委託業務選定プロポーザル審査会
- (3) 審査項目 ※ (別紙1) 伊是名村学習支援事業委託業務選定プロポーザル  
審査基準参照
- (4) 審査方法
- ① 提案者が企画提案書の説明を20分程度行い、その後、説明に対する質疑応答を行う。プレゼンテーション終了後、次に示す審査項目及び採点基準に従い得点を算定する。
  - ② 審査委員 (別紙2) の合計得点を総計した合計が最も高い者を受注候補者として、随意契約の交渉を行う。  
ただし、受注候補者は最低水準得点 (6割) を満たす者とする。  
なお、受注候補者に選定された者が辞退した場合、もしくは実施要領「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点者を受注候補者として選定する。その場合においても最低水準得点を満たす者とする。
  - ③ 合計得点が同点の場合は、審査会の多数決により選定する。
  - ④ 応募者が1者の場合でも評価を行う。
  - ⑤ 審査結果は応募者すべてに通知する。
  - ⑥ 審査会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議等は一切受け付けない。
  - ⑦ その他、プレゼンテーションは、別添1審査基準の評価項目について確実に説明すること。

## 別紙 1

## 伊是名村学習支援事業委託業務選定プロポーザル審査基準

## 審査項目

	評価項目	評価事項	配点
1	提案者の業務内容及び実績	提案者の本来業務の内容 類似業務の実績等	15
2	業務実施方針	業務の必要性や目的に対する理解度	30
3	業務実施計画	目的を達成するための具体的な計画	30
4	業務実施体制	配置予定者の資格・経歴等	15
5	業務コスト管理能力	業務内容（量及び質）に適合したコスト管理の能力	10
合 計			100

## 採点基準

評価	評価内容	30点満点	15点満点	10点満点
A	特に優れている	30～25点	15～13点	10～9点
B	優れている	24～19点	12～10点	8～7点
C	やや優れている	18～13点	9～7点	6～5点
D	要求水準を満たしている程度にとどまる	12～7点	6～4点	4～3点
E	要求水準を満たしていない	6点～0点	3～0点	2～0点